

# 第3回世羅町議会定例会会議録

令和5年9月21日

第4日目

世 羅 町 議 会

## 1. 議事日程

令和5年 第3回世羅町議会定例会（第4号）

令和5年9月21日

午前9時00分開議

於：世羅町役場議場

- |     |        |                                   |
|-----|--------|-----------------------------------|
| 第1  | 発議第4号  | 学校給食センター整備運営調査特別委員会設置について         |
| 第2  | 議案第70号 | 工事請負契約の締結について                     |
| 第3  | 議案第55号 | 令和4年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について          |
| 第4  | 議案第56号 | 令和4年度世羅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 第5  | 議案第57号 | 令和4年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第6  | 議案第58号 | 令和4年度世羅町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について    |
| 第7  | 議案第59号 | 令和4年度世羅町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 第8  | 議案第60号 | 令和4年度世羅町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 第9  | 議案第61号 | 令和4年度世羅町上水道事業会計決算認定について           |
| 第10 | 議案第62号 | 令和4年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について         |
| 第11 | 陳情第4号  | 2024年度地方財政の確立に関する意見書の提出について（お願い）  |
| 第12 | 陳情第5号  | 悪臭公害解消に関する要望書                     |
| 第13 | 陳情第6号  | 「健康保険証の継続を求める」意見書採択を求める陳情書        |
| 第14 | 陳情第7号  | 弱者に対応する避難所を甲山自治センターに開設することを求める要望書 |
| 第15 | 発委第1号  | 地方財政の充実・強化に関する意見書提出について           |

- 第 16 総務文教常任委員会報告
- 第 17 産業建設常任委員会報告
- 第 18 議会広報広聴常任委員会報告
- 第 19 議会改革調査特別委員会調査中間報告
- 第 20 デジタル化推進調査特別委員会調査中間報告
- 第 21 議員派遣について

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番 高 橋 公 時	2 番 上 羽 場 幸 男
3 番 上 本 剛	4 番 矢 山 武
5 番 向 谷 伸 二	6 番 田 原 賢 司
7 番 藤 井 照 憲	8 番 松 尾 陽 子
9 番 徳 光 義 昭	10 番 久 保 正 道
11 番 山 田 陸 浩	12 番 米 重 典 子

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町 長 奥 田 正 和	副 町 長 金 廣 隆 徳
会 計 課 長 山 崎 誠	総 務 課 長 広 山 幸 治
財 政 課 長 矢 崎 克 生	企 画 課 長 升 行 真 路
税 務 課 長 藤 井 博 美	町 民 課 長 道 添 毅
子育て支援課長 山 名 智 並	健康保険課長 官 崎 満 香
福 祉 課 長 小 林 英 美	産 業 振 興 課 長 垣 内 賢 司
商工振興課長 山 口 徹	建 設 課 長 福 本 宏 道
上下水道課長 市 尻 孝 志	せらにし支所長 前 川 弘 樹
教 育 長 早 間 貴 之	学 校 教 育 課 長 平 尾 浩 一
社会教育課長 荻 田 静 香	

5. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名(3名)

事 務 局 長 黒 木 康 範	書 記 追 林 威 宏
嘱 託 書 記 貞 光 有 子	

開 会 9 時 3 0 分

(起立・礼・着席)

○議長(米重典子) ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1 発議第4号 学校給食センター整備運営調査特別委員会設置についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○11番(山田睦浩) はい、議長。

○議長(米重典子) 11番 山田睦浩議員。

○11番(山田睦浩) 発議第4号

学校給食センター整備運営調査特別委員会設置について

標記議案をつぎのとおり地方自治法第109条及び世羅町議会委員会条例第5条の規定により設置する。

令和5年9月21日

世羅町議会議長 米重 典子 様

提出者	世羅町議会議員	山田 睦浩
賛成者	同 上	高橋 公時
賛成者	同 上	上羽場幸男
賛成者	同 上	上本 剛
賛成者	同 上	矢山 武
賛成者	同 上	向谷 伸二
賛成者	同 上	田原 賢司
賛成者	同 上	藤井 照憲
賛成者	同 上	松尾 陽子
賛成者	同 上	徳光 義昭

賛成者 同 上 久保 正道

提案理由でございます。

これから進められる学校給食センター整備運営事業は、将来にわたり町内全体へ安定的に給食提供を行う観点から、議会としての十分な調査・研究を行う必要性があると考え、学校給食センター整備運営調査特別委員会を設置するものでございます。

裏面をご覧ください。

#### 学校給食センター整備運営調査特別委員会設置について

1 本議会に 11 人の委員をもって構成する学校給食センター整備運営調査特別委員会（以下「特別委員会」という。）を設置する。

2 議会は特別委員会に対し、次の事項の調査を付託する。

(1) 学校給食センター整備運営に関すること

(2) その他議会が必要と認めること

3 特別委員会は、議会閉会中も調査を行うことができるものとし、議会において調査終了を議決するまで継続する。

以上でございます。

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがいまして、発議第 4 号 学校給食センター整備運営調査特別委員会設置については、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました 学校給食センター整備運営調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、

1番 高橋公時議員 2番 上羽場幸男議員 3番 上本 剛議員  
4番 矢山 武議員 5番 向谷伸二議員 6番 田原賢司議員  
7番 藤井照憲議員 8番 松尾陽子議員 9番 徳光義昭議員  
10番 久保正道議員 11番 山田睦浩議員 を指名いたします。

これに、ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」の声 ]

ご異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名しました方々を学校給食センター整備運営調査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

なお本日、委員会条例第9条第1項の規定により、学校給食センター整備運営調査特別委員会を招集しますので、委員長、副委員長の選任をお願いします。

日程第2 議案第70号 工事請負契約の締結について を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 追加議案1ページをお開きください。

議案第70号

工事請負契約の締結について

世羅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年世羅町条例第56号）第2条の規定により、別紙のとおり城ヶ平トンネル補修工事の契約を締結することについて、町議会の議決を求める。

令和5年9月21日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

城ヶ平トンネル補修工事について、一般競争入札執行の結果、令和5年9月8日、株式会社ケイプラン 代表取締役 川口 哲也に落札決定したので、請負契約を締

結したいものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 70 号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 55 号 令和 4 年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第 10 議案第 62 号 令和 4 年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について までの「8 件」を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案「8 件」については、決算審査特別委員会に付託してありますので審査の結果について、委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 松尾委員長。

○決算審査特別委員長（松尾陽子） それでは報告させていただきます。

令和 5 年 9 月 21 日

世羅町議会議長 米重 典子 様

決算審査特別委員会

委員長 松尾 陽子

## 決算審査特別委員会審査報告

9月7日の本会議において本委員会に付託された、議案第55号から議案第62号までの8件の議案審査の経過及び結果について、会議規則第77条の規定により報告します。

### 【開会中の審査】

- 1 開会日 令和5年9月7日（木）17時20分開議
- 2 開会場所 世羅町議会議場
- 3 出席委員 高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、矢山 武、向谷伸二、藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭、久保正道、山田睦浩、（米重議長）
- 4 審査事案
  - （1）委員会条例第8条による正副委員長の互選を行った。  
互選結果は、委員長 松尾陽子、副委員長 藤井照憲
  - （2）決算審査に関する資料要求項目の確認を行った。（要求項目 25項目）

### 【開会中の審査】

- 1 開会日 令和5年9月14日（木）、15日（金）
- 2 開会場所 世羅町議会議場
- 3 出席委員 松尾陽子、藤井照憲、高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、矢山 武、向谷伸二、徳光義昭、久保正道、山田睦浩、（米重議長）
- 4 説明員 町長・副町長・会計課長・総務課長・財政課長・企画課長・税務課長・町民課長・子育て支援課長・健康保険課長・福祉課長・産業振興課長・商工観光課商工振興係長・観光振興係長・建設課長・上下水道課長・せらにし支所長  
教育長・学校教育課長・社会教育課長  
代表監査委員・議選監査委員
- 5 審査事案
  - （1）議案第55号 令和4年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について
  - （2）議案第56号 令和4年度世羅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定

について

- (3) 議案第 57 号 令和 4 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について
- (4) 議案第 58 号 令和 4 年度世羅町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- (5) 議案第 59 号 令和 4 年度世羅町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- (6) 議案第 60 号 令和 4 年度世羅町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- (7) 議案第 61 号 令和 4 年度世羅町上水道事業会計決算認定について
- (8) 議案第 62 号 令和 4 年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について

## 6 審査概要

本委員会に付託された議案第 55 号から議案第 62 号までの 8 件の議案に関し、当委員会を 9 月 14 日・15 日の 2 日間開会し、質疑を中心として審査を行った。

### (1) 9 月 14 日 (木) 午前 9 時～

令和 4 年度予算に計上された貴重な財源がどのような形で、町民全体の福祉の向上・町の発展に活かされたか等を審査の視点に置き、提出された令和 4 年度歳入歳出決算の「町長の概要説明（提案理由の説明）」及び「監査委員の決算審査意見、財政健全化審査意見書、経営健全化審査意見書」に関する質疑を行った。

つぎに、一般会計歳入全般についての質疑を行い、続いて一般会計歳出の議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況に関する報告書及び主要施策の成果報告書に関する質疑を行った。その後、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療制度特別会計、介護保険事業特別会計、介護サービス事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の 5 会計について、一括して質疑を行った。

### (2) 9 月 15 日 (金) 午前 9 時～

9 月 14 日に続き、公営企業会計の上水道事業会計及び公共下水道事業会計の 2 会計に関する質疑を行った後、総括質疑を行った。

### (3) 審査で出された意見等

決算審査を通して委員からは、歳入歳出予算の適正な管理、国営造成負担金の収納計画、収入未済額の収納に向けた適正な事務処理、公共下水道整備計画の見直し、上水道事業会計の事務処理、デマンド交通とまちなか循環タクシーの見直し、監査委員からの指摘事項への対応、財政運営の現状と今後の見通し等に関する質疑が行われた。

総括質疑においては、不用額の増加に対する計画の精査と適切な減額補正、指定管理施設の今後のあり方、移住定住の新たな展開、公共施設の具体的対応策等について質疑が行われた。

## 7 審査結果

各会計の決算等に対する質疑を終え、決算認定に関し委員会として3項目の意見を付すことを決定した。附帯意見は次のとおり。

### 令和4年度決算審査附帯意見

- (1) 歳入において収入未済額、不納欠損額が依然として見られる。納税や負担金などの公平公正を図るために、これまで以上の収納に努められたい。
- (2) 事業執行にあたっては、監査委員の意見を真摯に受け止め、尊重されたい。
- (3) 決算審査の過程において指摘した事項については、十分留意し公平公正な執行に努められたい。

その後、本委員会に付託された8会計の決算について、委員会としての採決を行った。

議案第55号 令和4年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について

認定すべきもの(賛成多数)

議案第56号 令和4年度世羅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定すべきもの(賛成多数)

議案第57号 令和4年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について

認定すべきもの(賛成多数)

議案第58号 令和4年度世羅町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

- |          |                                    |                |
|----------|------------------------------------|----------------|
|          | て                                  | 認定すべきもの(賛成多数)  |
| 議案第 59 号 | 令和 4 年度世羅町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について | 認定すべきもの(賛成全員)  |
| 議案第 60 号 | 令和 4 年度世羅町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について | 認定すべきもの(賛成全員)  |
| 議案第 61 号 | 令和 4 年度世羅町上水道事業会計決算認定について          | 不認定すべきもの(賛成少数) |
| 議案第 62 号 | 令和 4 年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について        | 不認定すべきもの(賛成少数) |

決算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（米重典子） 以上で、決算審査特別委員長の報告を終わります。

これより討論を行います。

議案第 55 号 令和 4 年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について 討論は、ありませんか。

〔「討論あり」の挙手あり〕

委員長報告は「認定すべきもの」でありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） 決算認定についての採決にあたりまして、いくつかの問題を述べまして、特に一般会計、特別会計、2つの企業会計の併せて6会計の関係の深い予算についても併せて討論を行います。

コロナの流行がインフルエンザと併せて進んでおる状況にあるところであります。物価高騰が続き、暮らしが厳しい中で、マクロ経済スライドによって年金は上がらないという状況の中で、特に特別会計3会計については、これまでもその問題点を具体的に述べてきたところですが、国保の問題では、統一保険料がいよいよ実施をされるということで、住民にもきちんと説明をする必要があるとともに、後期高齢者については2割負担が実施をされて厳しい状況が心配をされます。介護については監査委員の指摘もあったところですが、保険料の適切な設定を行う必要があります。これらの会計についてはそれぞれの会計の医療費、サービスが増加をすれば、それに応じて一定期間に上がった費用負担に伴って保険料が自動的に引き上げ

られるような仕組みになっておるところであります。こうしたなかで農業については、ほんのわずか今年度上がったわけですが、一般質問でも申し上げたように、インボイスなどの導入によって、免税農家は今後大きな影響を受けようとしておるところであります。食料自給率も今年度も昨年度も下がるという、こういう状況の中で、農業では高齢化がどんどん進み、イノシシ、シカの被害なども増大をして、農村はこうしたなかでさらに厳しさが増そうとしているところでもあります。

こうしたなかで本町の財政運営、住民要求に応える町政を厳しい財政状況であってもさらに強化をしていくことが私は求められると考えます。そのために基金や起債の状況等も考えながら、これまでも述べてきましたが、まちづくり振興基金を計画的に活用するなど考えるべきであります。

今回の討論にあたってひとつひとつの監査委員の指摘に対して執行部としての考えをきちんと回答すべきではないかということも申し上げましたが、十分な執行部の回答にはなっていないと感じております。当面、いくつかの点について、指摘をされたことを早期に改善する必要があると思うところでもあります。

そして企業会計については、下水について繰り返し指摘をしてきたところですが、その改善はみられない状況の中で、上水の施設整備が企業団によって進められるという状況、また今後の計画をきちんと示して、水道の今後の収支計画も明らかにする必要があると考えるところでもあります。また、監査委員の指摘では保育所、就学援助についての検討や、また予算の不用額についても指摘をされました。指摘されていることは当然のことであって、早期にこれらの対応をすべきであると考えるところでもあります。

上水下水の一般会計からの繰入れは上水については前年に比べて7000万円の減ではありますが、1億9000万円の繰入れ、下水は1億8000万円の繰入れで前年よりは3000万円余りの減となっている状況であります。これまでも述べてきた点を上水下水の2点について、最後に指摘をしたいと思えます。上水については建設改良積立金を9億円余りになっておりますが、きちんとした整備計画を示す必要があるとともに、水道の収支計画を早期に明らかにしながら、整備を進める必要があると考えるところでもあります。

また下水については、計器の故障が今年7月に初めてわかったということですが、一定に流入状況、また柵を設置しても接続が進まない状況の中で、こうし

たことに対してきちんと関心を持って対応をしておれば早期にこうしたことは発見ができたのではないかと思うところであります。

一般会計からの繰入れが増加をする中で、下水の全体計画を見直す必要があるのではないかと。整備区域内の接続も勿論進めてなくてはなりません、こうした柵の設置に対し 50%くらいで大丈夫だという思いがあるのかどうか知りませんが、当面施設整備日量 1000 トンの処理能力を持つ処理場を建設をしておるわけですから、これに対する可能な処理水量をきちんと見極めて収支を考えるべきであるということを重ねて申し上げまして、また審議の中で指摘した事項について改善を求めまして反対討論といたします。

○議長（米重典子） 次に賛成討論の発言を許します。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 議案第 55 号 令和 4 年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定に対し、賛成の討論を行います。

皆さんのお手元にある監査委員の審査結果は諸帳簿並びに証拠書類と照合した結果、決算数値はいずれも符合していると。また何よりも世羅町指定金融機関における現在額と一致していること、これらが正確であるということでございます。

また審査意見は 11 項目の意見が付されております。令和 3 年度が 7 件、令和 2 年度が 7 件、令和元年度が 4 件、監査意見を真摯に受け止め、改善を図っていただきたいと思えます。

この監査意見の中から財政指標では、経常収支比率が 92.9%で、財政の硬直化が進んでおります。なかでも経常経費充当一般財源の歳出は、人件費、公債費、扶助費の増加による義務的経費総額の増加で 43.9%と対前年比は 3.1 ポイント上昇しております。義務的経費の増加は今後も増加が見込まれるため、財源を確保するため、小規模な補助金の見直しが必要に思えます。

不納欠損処分では対前年度と比較して減少しておりますが、早期に効果的な収納対策を講じるべきと思えます。

予算の不用額では過去に不用額の縮減を求めた成果として対前年度より減少しておりますが、まだまだ多額であります。財源の有効活用を行うためにも予算が明らかになった時点で減額補正を行うべきと考えます。

監査意見の中から特に取組んでいただきたい項目をピックアップして申し上げました。行政経費を可能な限り抑制し、メリハリのある行政運営を行い、公共施設は経営視点から見直し、民間活力の導入を促進すべきと考えます。

コロナ感染症の5類感染症移行後、地域に賑わいが戻りつつあります。地域経済の活性化は待ったなしと思います。一方で人口減少、少子高齢化は止めることができません。限られた財源を有効かつ効果的に使わなければなりません。

引き続き、財政の健全化を努めていただくのは勿論のことですが、町民の思いや、要望をしっかりと受け止め、理解と協力を得ながら町民の満足度及び幸福度、これらの向上にご尽力されることを要望し賛成の討論といたします。

○議長（米重典子） ほかに討論はありませんか。

[なしの声あり]

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第55号 令和4年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について に対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。  
(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第55号 令和4年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について は、委員長の報告のとおり、認定することに決定されました。

これより討論を行います。

議案第56号 令和4年度世羅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について 討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第56号 令和4年度世羅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について に対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。  
(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 56 号 令和 4 年度世羅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに決定されました。

これより討論を行います。

議案第 57 号 令和 4 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について 討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 57 号 令和 4 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について に対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。  
(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 57 号 令和 4 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに決定されました。

これより討論を行います。

議案第 58 号 令和 4 年度世羅町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について 討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 58 号 令和 4 年度世羅町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について に対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。  
(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 58 号 令和 4 年度世羅町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに決定されました。

これより討論を行います。

議案第 59 号 令和 4 年度世羅町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について 討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 59 号 令和 4 年度世羅町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について に対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。  
(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 59 号 令和 4 年度世羅町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに決定されました。

これより討論を行います。

議案第 60 号 令和 4 年度世羅町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について 討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 60 号 令和 4 年度世羅町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について に対する委員長報告は、「認定すべきもの」であります。

本件について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。  
(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 60 号 令和 4 年度世羅町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに決定されました。

これより討論を行います。

議案第 61 号 令和 4 年度世羅町上水道事業会計決算認定について 討論は、ありませんか。

〔「討論あり」の挙手あり〕

委員長報告は「不認定とすべきもの」でありますので、まず本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に反対討論の発言を許します。

○ 2 番 (上羽場幸男) 議長。

○ 議長 (米重典子) 2 番 上羽場幸男議員。

○ 2 番 (上羽場幸男) それでは議案第 61 号 世羅町上水道事業会計決算について私は不認定の立場で討論をいたします。

上水道会計の収益的収支において平成 26 年度以降、町費分長期前受金を計上する適正な会計処理がなされていなかったこと。さらに資本的収支の収入に補てん財源として充当すべきものが行われておらず、一般会計からの繰入れが続いていたこと。入札減等の変更が生じても精算減額が行われていなかったこと。以上のことは令和 3 年度決算審査で監査委員から指摘されたことでもあります。

よって令和 4 年度予算で特別利益を 19 億 58 万 7000 円を盛り込み、今回 9 億 9524 万 4000 円で決算されました。そして剰余金が 8 億 9074 万 8980 円で、そのうち 8 億 9000 万円を建設改良費に積み立てとすると記載をされております。また内部留保の現金預金は 15 億 2914 万 3054 円であります。ここで重要なのが剰余金の処分は議会の議決が必要だということでもあります。今回の議会に決算の認定とともに剰余金の処分案が議案として提出されなければなりません。しかし執行側

は議決が必要との指摘をされてきたにもかかわらず、明確な答弁をせず、議会の指摘を無視しております。引いては町民にも伝わらないわけであります。

令和5年度より広島県水道広域連合企業団へ参画し、区分会計とはいうものの、資産、負債も町から出てしまいます。約15億円もの金額が水道事業以外に使えないものとなるわけです。水道事業に使うのなら良いではないかと思われるでしょうけども、積み上がった金額は一般会計からの繰出金であります。公共水道が整備されていない町民の税金も含まれております。病院、学校などの公共施設も利用されるので、全く恩恵がなされていないわけではありませんけれども、そのことも考慮されるべきで、せめて剰余金の8億9000万円だけでも町の会計へ繰出金として処理すべきと考え訴えてまいりました。このことは令和4年度予算を編成をしたときに、ある程度判断できたはずであります。令和5年4月1日の広島県水道広域連合企業団に移行するまでに何らかの方法で処理をしておかなければならなかったことであります。このことは執行側の怠慢であります。なぜか議会への説明も、提案もされなかった。委員会質疑にも答弁がなかった。以上のことから議案第61号 令和4年度世羅町上水道事業会計決算は不認定とするよう議員各位に求めるものであります。

○議長（米重典子） ほかに討論はありませんか。

[なしの声あり]

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第61号 令和4年度世羅町上水道事業会計決算認定について に対する委員長報告は、「不認定とすべきもの」であります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

(起立なし)

起立なし であります。

したがって、議案第61号 令和4年度世羅町上水道事業会計決算認定については、認定しないことに決定されました。

これより討論を行います。

議案第62号 令和4年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について 討論は、

ありませんか。

〔「討論あり」の挙手あり〕

委員長報告は「不認定とすべきもの」でありますので、  
まず本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

次に反対討論の発言を許します。

○ 2 番（上羽場幸男） 議長。

○ 議長（米重典子） 2 番 上羽場幸男議員。

○ 2 番（上羽場幸男） 議案第 62 号 令和 4 年度世羅町公共下水道事業会計決算  
認定について、私は不認定の立場で討論をします。

公共下水道事業会計において、下水道使用料金収益は令和 3 年度が 2581 万 2 4  
31 円であります。令和 4 年度が 2590 万 1492 円となっております。微増はしてお  
ります。

業務量の年間の汚水量は令和 3 年度 23 万 9514 m<sup>3</sup> 令和 4 年度が 25 万 7 206 m<sup>3</sup>  
と約 2 万 m<sup>3</sup>弱ではありますが、結構大きく増えております。

ただ令和 2 年度のことを申し上げます。下水道使用料金収益が 2454 万 8970 円で  
あります。汚水量は 17 万 1024 m<sup>3</sup>でありました。令和 4 年度との差は収益が約 140  
万円で、汚水量が約 8 万 6000 m<sup>3</sup>であります。収益に対して汚水量が極端に大きく  
変化をしていることがわかります。このことについては監査委員の意見から知るこ  
ととなりましたけれども、測定機械の故障により汚水量が過大に計上されていたこ  
とが公表されました。令和 2 年度と言わず、それ以前から兆候が見られたと思われ  
ます。数値に何も疑いを持たず予算書、決算書を作っていたこととなります。さら  
に最大処理量について、この数値を用いて、大型公共施設の下水道への接続が難し  
いとの見解が何度も示されました。さらに詳しく申せば、故障していた機器の交換  
が本年 7 月に行われ、短期のサンプルではありますけれども、処理量は約 2 分の 1  
程度と結果が出ていることは説明をされました。次が重要です。故障していた機器  
の交換修理のための予算は令和 5 年度当初予算に組みこまれておりました。この当  
初予算を組む作業というのは恐らく令和 4 年 12 月頃にやるのではないかというこ  
とは考えております。ということは、いくら遅くても 12 月には数値の異常を、ま  
たある程度安定した数値を把握していたことであろうと推察をされます。本年 7 月

に議会おいての処理量に関する答弁は虚偽ということになるのではないのでしょうか。

大きな公共施設を公共下水道に接続することは収益改善につながることであります。収益改善について、担当課、町ですね、執行側は何の関心も示されてないということと言われても仕方がないという状況であります。

次、大事です。決算書に記載されている数字は間違いだと知りながら、決算認定を乗り切ろうとしていたことが垣間見えます。第 62 号議案、令和 4 年度世羅町公共下水道事業会計は認定すべきではありません。議員各位におかれましては議会の役割をしっかりと認識をしていただきまして判断をくだされることと信じております。

○議長（米重典子） ほかに討論はありませんか。

[なしの声あり]

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 62 号 令和 4 年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について に対する委員長報告は、「不認定とすべきもの」であります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

(起立なし)

起立なし であります。

したがって、議案第 62 号 令和 4 年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について は、 認定しないことに決定されました。

この際、日程第 11 陳情第 4 号 「2024 年度地方財政の確立に関する意見書の提出について（お願い）」 から 日程第 14 陳情第 7 号 「弱者に対応する避難所を甲山自治センターに開設することを求める要望書」 までの 4 件 を「一括議題」とします。

日程第 11 から 日程第 14 までの 4 件については、所管の常任委員会へ付託してありますので、審査の結果について委員長の報告を求めます。

はじめに、総務文教常任委員長から、陳情第 4 号、陳情第 6 号、陳情第 7 号について、の報告を求めます。

陳情第4号について、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 高橋委員長。

○総務文教常任委員長（高橋公時） 総務文教常任委員会審査報告を行います。

令和5年9月21日

世羅町議会議長 米重 典子 様

総務文教常任委員会

委員長 高橋 公時

9月5日の本会議において本委員会に付託された陳情については、次のとおり審査したので会議規則第77条の規定により報告します。

【開会中の審査】

1 開会日時 令和5年9月11日（月） 午前9時00分開議

2 開会場所 世羅町役場 第1会議室

3 出席委員 高橋公時、松尾陽子、矢山 武、田原賢司、藤井照憲、米重典子

4 審査事項と結果

(1) 陳情第4号 2024年度地方財政の確立に関する意見書の提出について（お願い）

陳情提出者 世羅町大字西上原

自治労世羅町職員労働組合 執行委員長 山田信夫様

陳情の趣旨 2024年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、政府に対して意見書の提出を求めるという要望であります。

委員の議論 委員の議論においては、「国へ要望して、安定的財源の確保は必要である。」との意見が出されたところであります。

審査の結果 賛成全員により「採択すべきもの」と決しました。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第6号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 高橋委員長。

○総務文教常任委員長（高橋公時）

（２）陳情第６号 「健康保険証の継続を求める」意見書採択を求める陳情書

陳情提出者 広島市南区金屋町

広島県保険医協会 理事長 長谷 憲様

広島市南区出汐

広島県民主医療機関連合会 会長 佐々木 敏哉様

広島市南区稲荷町

広島県医療労働組合連合会 執行委員長 濱 喜代子様

陳情の趣旨 令和６年秋にマイナンバーカードを健康保険証の機能を持たせた「マイナ保険証」に一本化し、現行の健康保険証を廃止しようとしているが、口座の登録等トラブルが続出する状況であり、安定した医療の利用が保証されないため、現在の「健康保険証」を継続することを国に求める意見書を提出してほしいという要望でございます。

委員の議論 委員からは、「国で問題の精査を行う事が表明されており、国への意見書提出は必要ない」等の意見が出されました。

審査の結果 賛成少数により「不採択すべきもの」と決しました。

○議長（米重典子）ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第７号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 高橋委員長。

○総務文教常任委員長（高橋公時）

（３）陳情第７号 弱者に対応する避難所を甲山自治センターに開設することを求める要望書

陳情提出者 世羅町大字小世良

世羅町障害者の暮らしを考える会（世障会）

会長 盛次 信晴様

陳情の趣旨 町として、甲山自治センターを障害者等弱者のための避難所として開設することを早急に実現してほしいという要望でございます。

委員の議論 委員からは、「町職員の配置の問題はあるが、要望書の採択は必要である」「職員の配置は首長の判断次第であり、避難所設置は必要であることから要望書は採択すべきである」等の意見が出されたところでございます。

審査の結果 賛成多数により「採択すべきもの」と決しました。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

○総務文教常任委員長（高橋公時） 以上で、総務文教常任委員会に付託された陳情の審査報告といたします。

○議長（米重典子） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより討論を行います。

陳情第4号 2024年度地方財政の確立に関する意見書の提出について（お願い）の討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第4号 2024年度地方財政の確立に関する意見書の提出について（お願い）に対する委員長報告は、「採択すべきもの」であります。

本件について「委員長報告のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、陳情第4号 2024年度地方財政の確立に関する意見書の提出について（お願い）は 委員長報告のとおり、採択することに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第6号 「健康保険証の継続を求める」意見書採択を求める陳情書 の討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第6号 「健康保険証の継続を求める」意見書採択を求める陳情書 に対する委員長報告は、「不採択すべきもの」であります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

(起立少数)

起立なし であります。

したがって、陳情第6号 「健康保険証の継続を求める」意見書採択を求める陳情書」 は 不採択とすることに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第7号 弱者に対応する避難所を甲山自治センターに開設することを求める要望書 の討論は、ありませんか。

〔「討論あり」の挙手あり〕

委員長報告は「採択すべきもの」でありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

○4番(矢山 武) (挙手)

○議長(米重典子) 4番 矢山 武議員。

○4番(矢山 武) この要望について、再度の同じような趣旨の要望が出されております。なかなか実現ができないということで、非常に当事者と言いますか、関係者は心配をされている状況であります。人的確保がされればできるというようなことが先程言われましたが、私はこれまで一定の期間で実現をしていない状況が採択をすればすぐ実現をするということにはならないと考えるところであります。こういうなかで早期に実現を図っていくためには、引き続きいろんな角度からこの問題について調査をする必要があるというように考えるところであります。そういう

点では、陳情の趣旨には賛成をするものでありますが、引き続き調査を求めるということで、ただちにこの審議を終わるということに反対であります。

○議長（米重典子） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第7号 弱者に対応する避難所を甲山自治センターに開設することを求める要望書 に対する委員長報告は、「採択すべきもの」であります。

本件について「委員長報告のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

したがって、陳情第7号 弱者に対応する避難所を甲山自治センターに開設することを求める要望書 は 委員長報告のとおり、採択することに決定されました。

つぎに、産業建設常任委員長から、 陳情第5号について報告を求めます。

○産業建設常任委員長（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 上羽場委員長。

○産業建設常任委員長（上羽場幸男） それでは陳情第5号について産業建設常任委員会の報告をいたします。

令和5年9月21日

世羅町議会議長 米重 典子 様

産業建設常任委員会

委員長 上羽場幸男

産業建設常任委員会審査報告

9月5日の本会議において本委員会に付託された陳情は、次のとおり審査したので会議規則第77条の規定により報告します。

## 【開会中の審査】

- 1 開会日時 令和5年9月12日（火） 午前9時00分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第1会議室
- 3 出席委員 上羽場幸男、上本 剛、向谷伸二、徳光義昭、久保正道、  
山田睦浩 （米重議長）
- 4 審査事項と結果

### （1）陳情第5号 悪臭公害解消に関する要望書

陳情提出者 世羅町大字宇津戸

宇津戸下仮屋地区公害対策委員会 会長 城平 満則様

世羅町大字宇津戸

宇津戸自治会 会長 久保 辰昭様

陳情の趣旨 宇津戸下仮屋地区における悪臭公害を解消するため、関係する業者に公害発生施設の改善を実施させるよう、町長が早急に悪臭防止法に基づく改善勧告を発令し、改善施策が実施されることを求める要望でございます。

審査の経過 本要望書の審査の前に宇津戸自治センターにおいて、関係者18人から要望内容に関わる意見を委員全員で聴き、事案の重大さを再確認しました。住民の方からは臭気の元になっている事業者の撤退を求める声が多く出されております。事業者の示した「令和6年6月24日」を臭気公害の無くなる日と捉えられており、その日以降に臭気が感じられることを許容できないという意思を示されているとお話を聴きました。

委員の議論 委員の議論において要望書は、「事実と相違する点が一切ない。」、「今日の意見を聴いて切実な思いがある。」等の意見が出されました。

審査の結果 賛成全員により「採択すべきもの」と決しました。

以上、産業建設常任委員会に付託された陳情の審査報告といたします。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

これより討論を行います。

陳情第5号 「悪臭公害解消に関する要望書」 の討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第5号 「悪臭公害解消に関する要望書」 に対する委員長報告は、「採択すべきもの」であります。

本件について「委員長報告のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。  
(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、陳情第5号 「悪臭公害解消に関する要望書」 は 委員長報告のとおり、採択することに決定されました。

日程第15 発委第1号 地方財政の充実・強化に関する意見書提出について  
を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○1番(高橋公時) 議長。

○議長(米重典子) 総務文教常任委員長。

なお意見書については、事務局に朗読させます。

○総務文教常任委員長(高橋公時) 発委第1号  
地方財政の充実・強化に関する意見書提出について

上記の議案を世羅町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出する。意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、農林水産大臣、内閣府特命担当大臣(少子化対策 男女共同参画)とする。

令和5年9月21日

世羅町議会議長 米重 典子 様

提出者 総務文教常任委員会

提案理由でございます。

急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、人口減少下における地域活性化対策など、地方の財政需要の的確な把握と財源確保は、地方自治体の行政運営上必要である。地方財政の充実、強化及び地方財政の確立を図るため意見書を提出することについて議会の議決を求めるものでございます。

議長からありましたように、意見書の提出内容については事務局よりお願いいたします。

○事務局長（黒木康範） 地方財政の充実・強化に関する意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう、医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められています。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また多発する大規模災害への対策も迫られています。これらに対応する地方財政について、政府は「骨太方針 2021」において、2021年度の地方一般財源水準を 2024 年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2024 年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求めます。

1 社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。

2 とりわけ、今後一層求められる子育て対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財

政措置を講じること。

3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

4 引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、5類移行後におけるワクチン接種体制や保健所も含めた医療提供体制について、自治体での混乱が生じることのないよう、十分な財政措置やより速やかな情報提供などを行うこと。

5 「まち・ひと・しごと創生事業費」の1兆円については、新たに「地方創生推進費」として2023年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展にむけて、より恒久的な財源とすること。

6 会計年度任用職員制度の運用については、2024年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、その財政需要を十分に満たすこと。

7 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。

8 デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。とくに戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。

9 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこと。

10 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和5年9月21日

世羅町議会

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

したがって、発委第1号 地方財政の充実・強化に関する意見書提出については 原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開は11時といたします。

.....

休 憩 10時45分

再 開 11時00分

.....

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第16 総務文教常任委員会報告を行います。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 高橋委員長。

○総務文教常任委員長（高橋公時）

令和5年9月21日

世羅町議会議長 米重 典子 様

総務文教常任委員会

委員長 高橋 公時

### 総務文教常任委員会所管事務調査報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 【開会中の事務調査】

- 1 開会日時 令和5年9月11日（月） 午前9時00分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第1会議室
- 3 出席委員 高橋公時、松尾陽子、矢山 武、田原賢司、藤井照憲、米重典子
- 4 説明員 町長、副町長、総務課長、財政課長、企画課長、子育て支援課長、健康保険課長、福祉課長、せらにし支所長  
教育長、学校教育課長、社会教育課長

#### 5 調査項目及び内容

##### （1）現地調査

ア 子育て世代包括支援センター「だっこ」

##### （ア）事業内容及び利用状況

業務は、大きくは2種類ある。一つは妊産婦及び乳幼児とその保護者を対象とした子育て世代包括支援センターであり、乳幼児健診等の母子保健施策と子育て広場だっこをはじめとした子育て支援施策を切れ目なく提供し、地域子ども・子育て支援事業を行っている。また、すべての子どもとその家族及び妊産婦等を対象として、子ども家庭総合支援拠点として、要支援・要保護児童等への支援業務や要保護児童対策地域協議会の運営等を行っている。年々相談件数も増加しているが、周知方法について委員からはSNS等を通じた方法をより工夫し、世羅町での子育て支援の魅力を発信すること等が提案された。

## イ 社会福祉法人みつば会

### (ア) 就労支援の状況

就労支援事業B型の利用者が対象者の親の高齢化により、増加する傾向がある。具体的な人数把握は出来ていないが、相談業務の中で、潜在的な対象者が多く存在している。また、不景気による人員整理の対象者とされやすく、就労の場がより必要とされている。これらの利用者増に対応するためには、現在の施設では定員数 20 人までの受入れができないことから、就労施設の拡充工事が着手され、進められている。

収益性の高い委託事業の獲得が求められているが、十分な業務の確保は難しく収益性の低い業務や採算の合わない業務も、訓練の一環として行わざるを得ない状況を説明された。現在の月の作業賃金は1万7000円余りであるが、まずは2万円台を目指したい。

### (イ) 作業所の状況（利用者の様子・作業内容）

午前中は、清掃業務へ従事する利用者が他の業務場所へ出られており、人数は比較的少ない状況であったが、各利用者それぞれが可能な業務を選定され工夫して行われていた。

## (2) 個別避難計画について

### ア 災害対策基本法による個人情報の共有に関する現状と課題

避難支援関係者（自主防災、民生委員児童委員等）へ避難行動要支援者同意者名簿を配布し、共有している。名簿は年1回更新している。課題として災害発生時「同意なし」の要支援者への対応（事前に名簿等の情報が提供されていないため）

### イ 陳情第7号に関する町の考え方

新規避難所の開設・運営を行うための町職員の確保ができないため、町職員を配置しての新規避難所の開設に至っていない現状である。対策として開設・運営を自主防災組織等へ委託する働きかけを進めている。甲山自治センターを弱者のための避難所として開設することについては、町としても重要であると認識し、開設する方向で調整を進めている。

(3) 消防団員減少と施設老朽化に伴う屯所統廃合計画の見直し状況

平成 26 年～28 年は、団員数 675 名と維持されたもののその後、減少が継続している。県内も同様に減少している。令和 5 年現在 598 名である。対策として消防団応援店 9 店舗や協力事務所 8 事業所など協力いただいている。さらに入団申込をネット申請が可能となるよう検討中である。統廃合については地域により固有の様々な諸問題がある。要因や状況をみながら、消防団と協議を進め判断していく予定である。

(4) 令和 5 年度入札発注工事(250 万円以上)の契約及び進捗状況について

発注工事一覧表により、財政課 1 件、健康保険課 1 件、学校教育課 3 件の調査を行った。

(5) 町有施設への指定管理者制度の導入について

ア 現有施設の実態と導入した場合の評価と考え方

担当課 8 課による現有 25 施設の実態と今後の指定管理導入の是非について「適さない・該当しない・なじまない等」回答があった。対象として適さない施設については 23 施設、学校給食センターについては業務委託（民間活力導入）。現在制度導入済み施設としては企画課所管の 13 自治センターがある。

(6) 公共施設等総合管理計画について

ア 20 年後の目標と現在の数値

世羅町公共施設等総合管理計画とは、国からの要請に基づき、財政負担の軽減を図るとともに、公共施設等の適切な配置を実現し持続性を確保するため策定した計画。平成 27 年 10 月に策定し、直近令和 4 年 3 月に改訂、平成 28 年度から令和 22 年度までの 25 年間を計画の対象期間として、総延面積を 30%以上削減する目標を掲げている。委員から公共施設の長寿命化だけでなく必要のない施設の閉鎖や新たな施設の延面積を 30%削減する必要があるのではとの問いに、現在 7 年が経過し 5.3%しか進んでいない、この先 20 年 30 年と町が存続するよう考えていかなければならない。このことを改めて認識し令和 22 年度までに 30%

削減に向けて取り組む。

#### (7) 小学校の安全対策について

##### ア 不審者侵入防止の整備状況

(侵入口限定用フェンス・オートロックシステム等の整備)

全ての小中学校において、地形や建物配置に応じ、敷地を取り囲む形で設置されている。また、校門には門扉を設置できるスペースのある学校は門扉を設置し、困難な学校ではチェーンを張る方法などで対応している。現在オートロックシステムは設置していない。

##### イ 不審者侵入防止及び対策

外部対応として校舎の玄関は全て施錠し、外部からの来訪に対しては、インターホンを通して相手方を確認後、職員が開錠して対応。防犯カメラを全ての小中学校の死角となりうる場所に設置して、職員室にあるモニターで確認している。

#### (8) 小・中学校の入学時に必要な費用について

##### ア 町内小・中学校の制服の価格等

4小学校の平均として、制服・体操着男子 43,245 円、女子 37,964 円、教具等(お道具箱、算数セット、鍵盤ハーモニカ等)は、男女ともに 24,330 円、合計男子 67,575 円、女子 62,294 円。この他にランドセルは別である。3中学校の平均として制服・体操着男子 80,055 円、女子 81,618 円、その他(通学用カバン、サブバック、各シューズ等)男女ともに 31,696 円、合計男子 111,751 円、女子 113,314 円である。委員から価格がかなり高く、卒業までに1着でなく成長の段階で何着も必要となるため、規定のもの以外、類似の物を準用する考えはの問いに、類似したものや準じたものを各学校で認めている。

##### イ 要保護・準要保護就学援助費の内容

国の定めにより入学用品費は、小学校一律 54,060 円、中学校一律 60,000 円の支給。

#### (9) 高野塾の現状と課題について

開設日時：毎週火・金曜日(9:30~12:30)

※国民の祝日、学校一斉閉庁日及び警報発令に伴う臨時休業日などは除く。

進路指導に向けた各学校、関係機関等の更なる連携強化。継続的な組織体制の確立、利用者が増加した場合の人員確保が必要である。

(10) 元気な地域づくり応援事業の令和5年度成果と令和6年度申請状況

認定された4つのプロジェクトの内、3つのプロジェクトが成立。

ア 「津久志をもっと知って！天然芝でイベントをやろうプロジェクト」

申請者：津久志地区振興会連絡協議会 補助額：665,000円 内容：子ども向けイベント開催、詳細はサッカー教室・地元食材の食事提供・ゲームレクリエーション等7月23日（日）イベント実施。小学生約100名保護者が加わり200名の参加で実施。

イ 「『だんじり仁輪加』魅力発信！看板整備プロジェクト」

申請者：中之町東町だんじり保存会 補助額：935,000円 内容：看板整備事業、詳細はだんじり収納庫・仁輪加練習場の看板及びだんじり仁輪加狂言の歴史紹介看板の整備。予定地に設置済。

ウ 「良質な音楽とワインを楽しむ野外音楽フェスティバルを開催したい！」

申請者：一般社団法人二〇一四 補助額：5,000,000円 内容：野外音楽フェスティバルの開催。詳細は県民公園を基盤として「ケセラセラ」10月22日（日）開催予定。

令和6年度事業(令和5年度申請分)については、7月14(金)〆切日までに3つのプロジェクトの申請を受付けた。

(11) 地域公共交通のあり方について

ア デマンドタクシーの稼働率と今後の運行

現在、区域運行として世羅西地区と世羅甲山地区の2つの区域を設定して運行している。令和4年度より路線バスの廃止代替案として直行便を運行しており、3つの区分けで表を作成している。午前便の9時台が両地区の利用率が高く、逆に午後の15:00以降の便では利用率が低くなっている。今後は、令和6年度世

羅町地域公共交通網形成計画の改訂に合わせて、運行の見直しを行う。

イ くるりん号の稼働率と今後の運行

現在、1日6便運行している。稼働率はいずれの時間帯も一桁台のパーセンテージとなっており、非常に利用が少ない状況にある。令和5年5月1日より乗降場所を4か所追加して運行を行っている。デマンドタクシーと同様に令和6年度世羅町公共交通網形成計画の改訂に合わせて、くるりん号の運行について検討する。

6 その他（令和5年度・令和6年度行政視察について）

視察時期及び調査項目等の見直しにより、移住定住の取組について糸島市、不登校支援の取組について福岡県北九州市への視察を11月7日と8日に行う。

令和6年度の視察内容及び候補地について12月定例会には委員各位から提出いただき視察先候補地を検討する。

以上、総務文教常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

日程第17 産業建設常任委員会報告を行います。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 上羽場委員長。

○産業建設常任委員長（上羽場幸男） それでは産業建設常任委員会から行政視察の報告を先にします。

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第77条の規定により報告します。

【閉会中の行政視察調査】

1 視察日時 令和5年7月4日（火）～7月5日（水）

- 2 視察場所 兵庫県養父市
- 3 出席委員 上羽場幸男、上本剛、向谷伸二、徳光義昭、久保正道、  
(米重議長)
- 欠席委員 山田睦浩
- 4 視察項目 (1) 兵庫県養父市 バイオマス産業都市構想について  
(2) 兵庫県養父市 国家戦略特区について

#### 兵庫県養父市の概要

兵庫県北部の但馬地域のほぼ中央に位置し、平成 16 年、4 町が合併して誕生した。人口約 2 万 2000 人、面積約 423 平方キロメートルで市全域過疎地域指定をされている。平成 26 年(2014 年)に「中山間農業改革特区」として、国家戦略特別区域の区域指定を受けている。また、平成 30 年(2018 年)にバイオマス産業都市に認定されている。

#### 5 調査内容及び結果

- (1) 兵庫県養父市バイオマス産業都市構想に係る取組みについて視察研修

7 月 4 日 13 時 30 分～

養父市におけるバイオマス関連事業は主に、家畜の糞尿や食品残渣等を原料にしたバイオガス発電である。この取組みで循環型社会の構築を目指している。世羅町もバイオマス産業都市に認定されて事業の展開が予想される中、先進地の取組みを視察し今後の参考の為に行った。

##### ア バイオガス発電事業の概要

###### (ア) 経緯

養父市はブロイラー発祥の地である。加えて、但馬牛の飼育も盛んであり、家畜糞尿処理のため、農業とエネルギーが連携できるメタン発酵発電所の運営を検討した。

###### (イ) 取組

事業者は、株式会社トーヨー養父バイオエネルギーである。営業運転開始は 2019 年 3 月で約 9,000 平方メートルの敷地に建設した湿式中温メタン発酵発電施設である。原料の家畜糞尿や食品残渣、植物油等を嫌気性発酵により、バイオガスを取り出し、燃料としてガスエンジンにより発電をする。発電出力は 1,426kw (一般家庭約 1,800 世帯分) で 24 時間 365 日運転をしている。

原料については、産業廃棄物処理業の許可を取得し、養父市内の肉養鶏や但馬牛、乳牛の畜産糞尿と市内外から食品残渣を受け入れている。堆肥は畜産業者持ち込みで、1 t 当たり 1,000 円で受け入れている。家畜糞尿処理問題の解決に寄与している。発酵残渣は、消化液や堆肥という形態で土壌還元する。

発生した排熱は、隣接するトマトハウスで利用している。

## イ 効果

### (ア) 雇用の創出

事業所による市内からの新規雇用者は 10 名中 5 名

他にパート職員、シルバー人材センターの人も活用

### (イ) 家畜糞尿処理の課題解決

家畜糞尿処理は畜産業者にとって大きな負荷であり、この点に大きく寄与している。家畜の増頭や、安価な有機質肥料の供給による地元農業への貢献をしている。

### (ウ) その他

環境施設として教育への貢献、エネルギーの有効利用による先進的な農業生産の可能性を開く。

## 【委員の主な質問】

問) 事業を構築するうえでのポイントは

答) ・用地の選定と住民の合意形成に時間を要した。畜産業者、農業者や住民のもとへ何度も足を運び信頼関係を構築した。

・ 2 年半の歳月をかけて、住民説明会を何度も開催して公害防止協定を締結した。この事は重要と考える。

・原料の確保とともに、メタン発酵後の残渣を肥料として活用するサイクルを確立すること。

問) 計画に対しての進捗は

答) ・家畜排せつ物の処理量は令和元年度が約 4,000t、令和 4 年度が約 6,500 t と伸びている。発電所では畜産業者からトン当たり 1,000 円を徴収して持ち込みを受け入れている。この事は、家畜排せつ物の適正処理に大きく貢献しており飼育頭数を増やすことに繋がっている。

・刈り草活用に関して体系が確立されていない。

- ・木質バイオマスに関しては原材料の不足で現在稼働していない。

問) 副産物の利用は

答) ・発電に伴う排熱を隣接したトマト栽培のハウスに利用している。面積は 4,557 m<sup>2</sup>で栽培量 43 t を計画している。

- ・令和 4 年度の液肥散布実績は面積約 20ha、散布量約 830t で散布は希望者に反当り 3,000 円でシルバー人材を活用して行っている。液肥スタンドは稼働している。堆肥スタンドについても計画中。

問) 問題・課題は

答) ・発電プラントに関して臭気の問題はない。採算は初期投資が過大であった為、今のところ採れていない。

- ・液肥散布後の、すき込みが遅くなると臭気の苦情が入る事がある。
- ・堆肥と液肥の需要を増やさなければプラントの稼働率を上げられない。農家への訪問などを行い、需要促進を図っている。

## (2) 兵庫県養父市中山間農業改革特区の取組みについて視察研修

7月5日 9時00分～

人口減少が続く養父市では高齢化や担い手不足により、まち・農村の伝統文化の源であり、食材を育てる農地が守れなくなりつつある。それらの問題解決につながる環境づくりを全国画一的な施策ではなく、養父市自らが施策を考え実施している。それらの規制改革メニューは、その多くが全国展開に繋がっている。世羅町も典型的な中山間地域であり、取組み内容と結果を参考にしたいと考え行った。

### ア 農業委員会と市の事務分担

農地の権利移転などの手続きに時間がかかっている。平成 26 年に総理大臣認定を受け、養父市と養父市農業委員会の同意に基づき、養父市内全域の農地について、農地法第 3 条第 1 項本文に掲げる権利の設定または移転に係る同委員会の事務の全部を、養父市長が行うこととした。手続きの迅速化により、耕作放棄地の再生と、農地の流動化に寄与している。事務処理期間は業務日ベースで概ね 18 日から 6 日程度に大幅短縮された。許可申請件数も増加している。

### イ 企業による農地取得の特例制度

企業（農地所有適格法人以外の法人）は農地の所有ができなかった。この為、果樹の植栽など、通常の農地リースでは取組みにくい、又、契約更新の心配などにより中長期的な展望に基づく設備投資がしにくい状況が見られた。そこで、養父市において、一定の要件を満たせば農地の取得を認める特例を設け、企業の農業参入を促進した。平成 28 年 9 月から 5 年間の時限措置として認定後国会審議を経て期限が 2 年間延長され令和 5 年 8 月までの措置となっている。要件は、契約について、農地の不適正利用が明らかになった場合に、地方公共団体に所有権を移転する旨の書面契約を締結すること。他に、取得理由の記載、役員の農業従事、地域において他の農業者との役割分担の 4 つが要件に掲げられている。尚、現在は、この特例制度は構造改革特例制度に移行され、全国で実施できる道が開かれている。

#### ウ 未耕作地・耕作放棄地の再生と雇用の創出

国家戦略特区の特例を活用して農業に参入した事業者（13 事業者）により再生された面積は、令和 5 年 3 月末時点で累計 27.5ha に及ぶ。雇用においては、農業に参入した事業者の取組みに伴い、延べ 186 名の雇用を創出している。

#### エ 再生された「能座棚田」の実地調査

養父市能座地区で、新規参入事業者によって棚田面積 14.7ha の大部分が再生された。この地区は、圃場整備済ではあるが、過疎化、耕作者の高齢化、巨大法面の管理、水路の老朽化、有害獣の増加等々、悪条件が重なって休耕地が大部分を占めていた。特区指定を機に、地元拠点に置く株式会社 Amnak（アムナック）が設立され行政の応援のもと、パイプラインの敷設、畑地圃場整備、スマート農業の実証などに取り組み参入後 2 年で蘇らせた棚田を視察した。再生された農地では酒米を生産しており、それを原料に日本酒「能座ほまれ」を醸造されている。集落・企業・行政の三位一体で取り組まれた結果と考える。

バイオマス関連と農業改革特区の何れも、世羅町の課題解決と今後の取組みの参考になるものである。

以上、産業建設常任委員会の行政視察調査報告とします。

それでは産業建設常任委員会所管事務調査報告をいたします。

【開会中の事務調査】

- 1 開会日時 令和5年9月12日（火） 午前9時00分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第1会議室
- 3 出席委員 上羽場幸男、上本 剛、向谷伸二、徳光義昭、久保正道、  
山田睦浩（米重議長）
- 4 説明員 町長、副町長、町民課長、産業振興課長、商工観光課  
商工振興係長、観光振興係長、建設課長、上下水道課長
- 5 調査項目及び内容

(1) 現地調査

ア 宇津戸下仮屋地区

(ア) 陳情第5号に関する現地調査

宇津戸地区の住民の皆様は宇津戸自治センターにおいて、18名の方に参集頂き陳情内容にかかわる意見を委員全員で聴く。住民18名の声を直に聴く事で、事案の重大さを再認識した。すべての住民は、臭気の原因になっている事業者の撤退を希望されている。事業者の示した令和6年6月24日を臭気公害の無くなる日と捉えており、その後、臭気が感じられることを許容することは出来ないと思いを示された。その後、東部養豚組合第3牧場にて林道入口に、ゲートが設置されていることは問題ではないかとの事で調査の要望を受けた。

(2) 宇津戸下仮屋地区臭気対策と他地区の臭気公害について

ア 臭気指数の状況

委員会資料による説明を受けたが、東部養豚組合第3牧場においては、臭気指数24であり、基準値を大きく上回っている。ほかの箇所でも改善された状況ではない。

イ 改善計画の進捗状況と町の対応

委員会資料による説明を受けたが、臭気指数に見られるように、改善はされていない。長年に亘る、町の指導にも結果が出ていないのが現状である。悪臭発生施設を除く以外に問題解決につながらないと意見が出た。

ウ 他地区の臭気公害の状況

(1) (有) ゆう食品では、臭気測定を年2回実施しており、ここ数年は臭気指数10未満であり、町への苦情はない。

(2) 広島たまご(株)では、令和3年度以降、多数の苦情があった。鳥インフルエンザが発生し、現在は飼育数が少ないことが、悪臭の低減につながっていると思われる。今後、飼育数が回復してくるにつれて、苦情が増えることが予想される。現在臭気測定はされておらず、臭気測定をするべきとの意見に対して、事業者負担での測定を提案することを検討したい。

エ 陳情第5号に関する町の考え方

この件については、非常に長い年月を費やしているにもかかわらず、事業者の姿勢に疑問を抱きつつ、住民の意識も、これ以上耐え難いところまで来ていることは強く感じる。事業者が示した令和6年6月24日の解決期限について、住民は、非常に大きく捉えており、解決の期限を守るよう、事業者に対して約束の文書化などを求めていくことも必要と考える。

(3) 令和5年度入札発注工事(250万円以上)の契約及び進捗状況について

発注工事一覧表により、建設課13件、産業振興課1件、上下水道課2件の調査を行った。

(4) 公共下水道処理能力と加入状況の関係

ア 処理能力と処理量の状況

この件は、以前から産業建設常任委員会では、流入量の数値に疑念を持っていたため調査項目に挙げた。

処理量の資料は提出されなかった。故に、決算審査の資料を基に説明を求めた。

処理能力は日量1000 $\text{m}^3$ であり、流入量について資料にある705 $\text{m}^3$ は機器の故障により過大な数値が出ていた。令和5年7月に、機器の交換をして1か月の数値だけであるが日量300 $\text{m}^3$ と説明された。流入量の異常な数値が認識できた時期を質したのに対して、説明員の答弁から、令和4年には、示されている流入量が正しくないと疑っていた事が伺えるが、明確な答弁はなか

った。さらなる調査が必要である。

#### イ 整備面積と加入率

整備面積については、認可区域事業計画面積 112.1ha に対し整備面積 97.6ha で整備率は 87.1% である。

加入率については令和 4 年度末で 47% である。平成 29 年度までだけを見ると 38% で、平成 30 年度から令和 4 年度だけを見ると 94% となる。流入量の動向にも関連する為、しっかり分析を進めるべきと意見が出た。

#### ウ 流入量の動向見込み

令和 3 年度から令和 6 年度までに 96 樹を設置すると示された。委員からは、機器の故障により流入量の実績が、いままで報告されている数値の半分以下であることが判明した。よって、公共施設の接続を進めるべきであり、認可区域の変更を求めると意見が出た。

### (5) バイオマス産業都市構想の進捗状況について

世羅町バイオマス産業都市構想を効果的に推進することを目的に、世羅町バイオマス利用推進協議会を令和 5 年 8 月 22 日に設立した。会員は、畜産、林業、農業の関係者、町民代表として「脱温暖化プロジェクトせら」と世羅町で構成する。必要に応じ、事業実施が具体化した事業者、事業実施箇所等の地元代表や、学識経験者に協議会の参画を依頼する。今後の取り組みについては、事業者等から事業提案を受けたとき構想の趣旨に沿ったもので、一定の具体性を持った計画については協議会に諮りながら、その実現を推進する。また、事業の候補地周辺の住民への情報提供や説明会等の調整を行う。

### (6) お試しオフィスについて

#### ア 企業誘致の進捗状況と課題

お試しオフィスの利用状況が示された。その中、広島県との連携で、広島県の企業誘致事業「チャレンジ里山ワーク」の県内参加自治体の意見交換を実施している。11 月初旬にも 1 泊 2 日での世羅町内ツアーも開催する予定。今後 3 者の視察の予定が入っている。

課題としては、企業との接点をいかに増やすかが重要、さらに、お試し後の起

業場所の確保への取り組みや、起業に対しての支援策も検討していく。お試しオフィスの利用料金も高いと意見をいただいているので検討が必要と考える。

(7) せら香遊ランド指定管理料返還交渉の状況について

相手方との協議は進んでいない。調査日が調停の期日と重なったが、相手方が応じたかは不明。

6 その他（令和6年度行政視察について）

令和6年度の視察内容及び候補地について委員各位から提出いただき視察先候補地として検討する。

以上、産業建設常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

日程第18 議会広報広聴常任委員会報告を行います。

議会広報広聴常任委員長の報告を求めます。

○議会広報広聴常任委員長（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 藤井委員長。

○議会広報広聴常任委員長（藤井照憲） 議会広報広聴常任委員会所管事務調査報告を行います。

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第77条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

1 開会日時 令和5年9月13日（水） 午後1時00分開議

2 開会場所 世羅町役場 第1会議室

3 出席委員 藤井照憲、松尾陽子、上本 剛、向谷伸二、田原賢司、山田睦浩  
（米重議長）

4 調査項目及び内容

### (1) 第2回議会報告会・意見交換会のまとめについて

第2回目の議会報告会・意見交換会は、令和5年7月18日(火)に子育て中の保護者の方が、最も参加しやすい16時から17時の時間帯で行った。参加者は、「世羅町で楽しい子育てを考える会」を中心に参加者を募集し、10名の参加があった。

議会報告会は、限られた時間で行うため、関係者の皆さんからの質問は、予め文書で頂き、文書で回答を行った。

また、意見交換会は、「ワークショップ形式」でKJ法を用いて意見交換を行った。話合いのテーマは、子育て中の皆さんの関心が高いと思われる「望ましい子育てに必要な環境は、なに」と「不便又は改善が必要なものは、どこ、なに」の2つのテーマで意見交換を行った。

#### ア 第2回まとめ

参加者の皆さんからは、遊び場のこと、病院のこと及び地域環境のことなど、切実な意見を多く聞くことができた。また、制服が高すぎる意見や中心地に公立保育所が欲しいなど、議員として収穫も多く、大変有意義な意見交換ができた。

#### イ 第3回議会報告会・意見交換会計画

次の予定は、世羅町商工会の女性部の方々で行うことを確認した。日時は、相手方の都合に合わせることや話合いのテーマについては、「女性が活躍するために町に望むことは」と「仕事(経営者)と家庭を両立させるためには」を選び、相手方と調整することとした。

### (2) 議会だよりNo.75(令和5年10月13日発行)について

表紙の写真は、コロナ感染症が5類感染症に移行したことにより、地域の行事にも賑わいが戻り始めたことから、保育所の運動会又は敬老会など、笑顔が戻った行事を検討することとした。9月定例会は決算議会であることから、決算審査の内容を詳しく伝えることとし、全24ページとすることを決定した。

### (3) その他

行政視察は、10月18日(水)から1泊2日の日程で、愛知県新城市の若者議会や女性議会の取組みを視察することとした。今取り組んでいる議会報告会では、世羅高校生や子育て中の方と議会報告や意見交換を行っており、将来の若

者議会や女性議会への取組みに繋がる視察とすることを確認した。

閉会中の委員会調査は、9月22日から28日の間とした。

以上、議会広報広聴常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で、議会広報広聴常任委員長の報告を終わります。

日程第19 議会改革調査特別委員会調査中間報告を行います。

議会改革調査特別委員長の報告を求めます。

○議会改革調査特別委員長（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 山田委員長。

○議会改革調査特別委員長（山田睦浩） 令和5年9月21日

世羅町議会議長 米重 典子 様

議会改革調査特別委員会

委員長 山田 睦浩

#### 議会改革調査特別委員会調査中間報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第47条の規定により報告します。

#### 【開会中の調査】

1 開会日時 令和5年9月13日（水）午後9時00分開議

2 場 所 世羅町役場 第1会議室

3 出席委員 山田睦浩、田原賢司、高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、矢山 武、向谷伸二、藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭、久保正道、（米重議長）

4 調査事項

(1) タブレット端末取扱基準の改正について

「会議におけるタブレット端末の持ち込みは、貸与されたタブレット端末を除き不可とする。ただし、会議の運営上、特に必要と認めた場合は、この限りではない。」という条文を加えることとし令和5年9月14日から施行することとした。

(2) 長期欠席議員に対する議員報酬について

広島県町議会議長会で、このことに対する意見が出された。県内9町議会の状況では2町議会が条例を制定されており、世羅町議会としても検討することとし、他市町議会の条例を参考に研究を重ね、素案を作り引き続き協議することとした。

(3) 町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について

令和4年12月10日に成立した地方自治法の一部を改正する法律により、議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和が行われ、年間の請負額が300万円までと定められたことを受け、全国町村議会議長会より示された素案をもとに12月定例会で確認することとした。

(4) 議員人権研修（12月実施）について

性的マイノリティに対する理解を広めるための「LGBT理解増進法」が本年6月16日に国会で成立し、23日に施行されていることを受け、改めてLGBTに関する研修をオンラインで12月定例会に実施することとした。

講師に一般社団法人 日本LGBT協会 代表理事 清水展人(ひろと)さん

(5) 議員報酬について

前期において、議会報告会等で町民への説明を行い一定の報酬増額は行われたが、昨今の社会情勢も見据え、また、なり手不足を解消するためにも、引き続き調査研究することとした。

以上、議会改革調査特別委員会の調査中間報告とします。

○議長（米重典子） 以上で、議会改革調査特別委員長の報告を終わります。

日程第20 デジタル化推進調査特別委員会調査中間報告を行います。

デジタル化推進調査特別委員長の報告を求めます。

○デジタル化推進調査特別委員長（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 上羽場委員長。

○デジタル化推進調査特別委員長（上羽場幸男） デジタル化推進調査特別委員会調査中間報告をいたします。

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第47条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

1 開会日時 令和5年9月13日（水） 午前11時00分開議

2 開会場所 世羅町役場第1会議室

3 出席委員 上羽場幸男、藤井照憲、高橋公時、上本 剛、向谷伸二、  
田原賢司、松尾陽子、山田陸浩、(米重議長)

4 調査項目及び内容

(1) 議会デジタル化の取組について

令和5年9月議会でのタブレット端末の活用について、委員より、定例会での各委員会資料はタブレット端末で全て閲覧することができるようにするべきと意見が出た。現状、議会側だけが端末を使っている。町執行者側と足並みがそろうまでは、議員のみの委員会においては資料等のペーパーレス化を進める。12月定例会へ向けて、町執行者側との調整はワーキング会議で行うことを確認した。以上、デジタル化推進調査特別委員会の調査中間報告とします。

○議長(米重典子) ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で、デジタル化推進調査特別委員長の報告を終わります。

日程第21 議員派遣について を議題といたします。

本件については、会議規則第129条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣することにいたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。

したがって、お手元に配布のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。お諮りします。

ただ今、議員派遣について可決されましたが、本件に関し、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については議長に委任されたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。

したがって、本件、議員派遣に関する変更等の決定については、議長に委任することに決定いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第 45 条の規定に基づき、本会議の議決の結果生じた 条項、字句、 数字、その他 整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」の声 ]

ご異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、本定例会に付された事件は、全て終了いたしました。

これをもって、令和 5 年 第 3 回世羅町議会 定例会 を「閉会」いたします。

(起立・礼)

-----

閉 会 1 1 時 5 3 分